

中小企業政策審議会中小企業経営支援分科会

共済小委員会（第16回）

令和2年12月14日（月）

経済産業省中小企業庁

午前10時00分 開会

○下出経営安定対策室長 定刻となりましたので、ただいまから「中小企業政策審議会中小企業経営支援分科会第16回共済小委員会」を開催いたします。

本日は、お忙しいところ御参集いただき、まことにありがとうございます。本小委員会の事務局を務めます経営安定対策室長の下出と申します。どうぞよろしく願いいたします。

審議に先立ちまして、経営支援部長の村上より御挨拶させていただきます。

○村上経営支援部長 村上でございます。

今日は、お忙しいところ御参加をいただき、ありがとうございます。

話題と直接関係ないかもしれませんが、コロナの影響も含めて中小企業政策は大きな節目に来ているかなという議論が日々盛り上がっております。脱サプライチェーンと言えいいのか脱系列と言えいいのか、今までは遠い龍の頭の先のほうでマーケット全体がどちらに向くのかというのを考えてきた時代だったのだと思いますが、アトキンソン先生が生産性向上について熱いスポットをこちらに向けていただいて以降、中小企業庁の中でもスケールアップを目指して自ら考えていく人たちと、地域経済に根づいてパワーアップを目指して頑張っていく中小企業と、大きく2つに分けてそれぞれ必要な経営戦略を自分自身で持ってもらうという中で、大きく中小企業をめぐる事業構造や産業構造も変えていこうという議論にシフトしつつございます。

こういう大きな組み替えの中では、例えばこの共済制度が、どうやってユーザーを広げていくのだろうと議論していたフリーランスをはじめとして、一旦事業規模を落としたり、スリムにした上で改めて次の方向性に組み替えていく、もしくはいろいろなチャレンジをする、いろいろな新しい動きが出てくるし、出てこなければいけないのかなど。特にこの脱系列や脱サプライチェーンの動きは、コロナによって、ロングサプライチェーンは危険だという思いの中から、多分これを見直す動きが今までよりも一層加速してくるだろうと思います。

そういう中で、規模の小さな事業者の皆さんたちのセーフティネットをどのように考えていくのかというのは、恐らく地味ではあるものの今まで以上にスポットライトを浴びていく分野に今後なっていくのではないかとこの予感がしております。

今日は大きな方針も含めて、ないしはその利率等も含めて御議論いただくということでございますけれども、改めて重要性を増している本制度につきまして、お集まりいただいた識者の皆さんからいろいろな知見を頂戴できることを期待しております。どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

○下出経営安定対策室長 まず、委員の退任、新規就任について御報告いたします。

この度、山口委員と前山委員が御退任され、新たに遠藤委員と鈴木委員が御就任されて

おりまして、委員総数は引き続き17名となっております。

本日は委員総数17名のところ、14名の委員に御出席いただいております、伊藤委員、柏木委員、助川委員については所用のため御欠席となっておりますが、中小企業政策審議会令第8条に規定されます過半数の出席を満たしていることを御報告させていただきます。

それでは、審議に入ります前に配付資料の確認をさせていただきます。

お手元に議事次第。

委員名簿。

資料1、中小企業倒産防止共済制度の現状について。

資料2、小規模企業共済制度の現状について。

資料3、小規模企業共済制度の在り方検討会報告書。

資料4、小規模企業共済制度の付加共済金支給率に係る算定方法の変更についてそれぞれございますでしょうか。

配付資料を受領されていないようでしたら、事務局までお申し出ください。

なお、本日はリモートでの開催となっております。安定した通信環境の確保のため、音声通話機能のみの使用とさせていただきます。ビデオ通話機能は御使用されないようお願いいたします。

また、発言者以外の方におかれましては、原則、マイクをミュートにいただき、御自身にて発言なさる際にはオンに切り換えていただくようお願いいたします。御発言を希望される場合は、メッセージ機能を使用して挙手をお願いいたします。

それでは、ここからの議事進行につきましては山本委員長をお願いしたいと存じます。山本委員長、よろしくをお願いいたします。

○山本委員長 小委員長の山本でございます。

本小委員会の円滑な運営に努めてまいりますので、このようなかなり特殊な形での会合になりましたが、委員各位の御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

まず、本日の議題ですが、お手元の議事次第を御覧ください。

議題1、中小企業倒産防止共済制度の現状について。

議題2、小規模企業共済制度の現状について。

議題3、小規模企業共済制度の在り方検討会報告書。

議題4、小規模企業共済制度の付加共済金支給率に係る算定方法の変更についてということになっております。

そこで早速ですが、議題1「中小企業倒産防止共済制度の現状について」につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

○下出経営安定対策室長 経営安定対策室でございます。

御報告事項でございます資料1、中小企業倒産防止共済制度の現状について、御報告させていただきます。

倒産防止共済制度につきましては、皆様よく御存じのことと思われま

取引先の企業が倒産して売掛金債権の回収が困難となった場合に、自らの連鎖倒産を回避するために、共済金の貸付けを行う制度でございます。

積立てた掛金の10倍を上限して、無担保、無保証人で貸し付ける制度となっております。下のほうに条件が列記されておりますが、掛金の限度額が800万、貸付限度額が10倍の8000万というものでございます。

それでは、御説明をさせていただきます。まず、右下にページを振ってございますが、1ページを御覧いただきたいと思っております。

まず、1ページは、猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症が、今年の1月以降、この倒産動向にどのような影響を与えているかをお示したものでございます。

左側のグラフは倒産件数の推移でございます。棒グラフのうち、青は倒産件数、赤はそのうちコロナ関連の倒産件数ということでございます。また、緑の折れ線は、対前年同期比でお示したものでございます。1月から11月末までの倒産数というのが7,215社となっております。昨年の7,679社より若干の減少となっております。

新型コロナウイルスの影響というのは、3月から目に見える形で出始めているというところでございます。11月までに、697件のコロナウイルス関連倒産が記録されているというところでございます。

また、月別に見ますと、5月の倒産件数が激減しております。これは主にコロナウイルスの影響によって裁判所が一部の業務を縮小したということもありまして、倒産関連事務に遅れが生じていると。そして、一時的に倒産件数が落ち込んだものと思われまます。これ以外はおおむね昨年と類似した増減傾向にあるということでございます。

一方で、右側の円グラフでございますが、これは業種別に見た倒産動向というものでございます。昨年同時期の倒産動向と比べて、現時点ではあまり大きな差異は認められませんが、サービス業を中心に影響が生じているという一部報道がございますが、この点につきましても引き続き注視してまいりたいと考えております。

恐縮でございます。ページをおめぐりいただき、今度は2ページでございます。

こちらは、新型コロナウイルスが倒産防止共済の活用にどのような影響を与えているかというものを示したでございます。

左側のグラフは、加入・脱退状況と貸付件数、倒産件数の関係を示したものです。そして、右側の折れ線グラフは、倒産件数、加入件数、脱退件数、共済貸付件数、一時貸付件数の対前年同期比で示したものでございます。

まず、右のグラフからでございます。加入件数につきましては、3月頃までは昨年と同程度で推移してはいたしましたが、4月、5月に減少しているというところでございます。再び6月から増加に転じております。9月末時点では、昨年度同時期と比べて加入は増加している状況になっております。

一方、脱退につきましては3月がピークになっておりますが、5月からは明らかな減少傾向に転じていると。7月以降は昨年同時期よりも件数が少ない状況になっているという

ところでございます。なお、一時貸付につきましては4月までは前年を上回っておりますが、5月以降は減少に転じているというところでございます。

また、共済貸付につきましては、毎月の件数が50件未満で推移しているということをおっしゃって、増減率に大きく現れやすくなっておりますが、件数そのもので見ますと、今年が213件で昨年の252件に比べて件数は減少しているというところでございます。

そこで、左のほうのグラフを御覧いただきたいのですが、棒グラフのうち緑は加入件数、紫は脱退件数で、これは実数でお示しているというものでございます。また、折れ線グラフのうち、濃い青は倒産件数で、一番下になっておりますけれども、赤は共済貸付件数、薄い青は一時貸付件数の対前年度と比較を示したものでございます。

全体的には3月には一時貸付件数が5,000件を超えております。4月には脱退が加入を上回っている事業者の資金繰りの悪化によるものと思われまして、5月以降は、政府の無利子・無担保の金融支援が動き出して、足元の資金繰りが改善したため、徐々に一時貸付件数の減少、そして、加入件数の回復が見られるというものでございます。

しかしながら融資による資金繰りの改善というのは一時的なものでございまして、据置き期間に再び資金繰りが悪化することも可能性がありますので、予断を許さないということで、私どもは引き続き状況を注視してまいりたいと考えております。

続きまして、3ページを御覧いただきたいと思っております。ここからは簡潔に御説明をさせていただきます。

3ページ目は「加入・在籍状況」でございます。

平成21年度以降、在籍件数というのは一貫して増加しているというところでございます。また、加入件数は、一昨年でございますが5年ぶりに前年度を下回ってございましたが、昨年は増加しているというところでございます。今後も引き続き加入促進に努めてまいりたいと考えております。

駆け足になって恐縮でございますが、4ページで、月額掛金の実績でございます。

これも新規の加入者の過半数が大体20万円を選択されているというところでございます。在籍者全体で見ても20万円を選択する者が3割を超えているというのが特徴になっております。

続きまして、5ページを御覧いただきたいと思っております。月額掛金の実績の推移でございます。

これは平成23年度の制度改正で、掛金の月額を上限20万円に引き上げでございます。これ以来、20万円を選択される方が一貫して増加しているということをお示したものでございます。

続きまして、6ページを御覧いただきたいと思っております。業種別の加入状況でございます。

令和元年度、昨年度の新規加入は、建設業、製造業、不動産業、小売業が多数になってきているというものでございます。

続きまして、7ページで、貸付金の実績についてお示したものでございます。

企業倒産件数は平成20年頃のリーマンショックの影響をピークに減少傾向にあるということでございます。また、企業倒産件数の減少と合わせて共済金貸付実績も減少しているということをお示ししたものでございます。

続きまして、8ページ目「一時貸付金の貸付実績」でございます。

これも御覧のとおり、一時貸付は、件数、額ともに増加傾向にあるということでございます。

続きまして、9ページ目でございます。こちらは貸借対照表でございます。基金経理を中心に御説明させていただければと思います。

全体といたしまして管理者の増加によって規模が拡大していると。約2兆768億というように、昨年よりも約1900億円増加しているというものでございます。

貸倒引当金でございますが、これは流動資産と固定資産にそれぞれ計上されておりました、合計で約200億円、これは貸付金の残高が減っているということもございまして、昨年よりも微減となっているものでございます。なお、前受金は前納掛金の増加によって900億円というように、昨年よりも微増となっております。

続きまして、10ページで、損益計算書でございます。これも基金経理を中心に御説明させていただければと思っております。

まず、収益の部でございますが、共済事業、掛金等収入が加入者の増加に伴いまして、約3315億円と、昨年よりも約170億円ほど増えているというものでございます。

また、資産運用収入でございますが、これは市場の影響を受けておりまして19.5億円というように、6000万円程度減少ということになっております。

次に、費用の部でございますが、これは前納減額金が一昨年、減額率を引き下げたこともあって9億円と。昨年は19億なので半減以下ということになっております。

続きまして、中小企業基盤整備機構より、倒産防止共済制度について補足がございまして、よろしく願いいたします。

○山本委員長 質疑に移ってよろしいですか。補足があるというお話も伺いましたが。

○秋本係長 委員長、事務局の秋本と申します。

引き続き議事のほうを進めさせていただきたいので、進行をよろしく願いいたします。

○山本委員長 分かりました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見があれば、どなたからでも結構ですので御発言をいただければと思います。

○堤委員 委員の堤です。

質疑のときは、マイクを外して、このように声をかければよろしかったでしょうか。

○山本委員長 それで結構ですので、堤委員、よろしく願いします。

○堤委員 1点御質問です。

先ほど、4月、5月のところで、掛金20万円の新規の方がというような御説明があったのですけれども、あれの要因としては、やはり政府がいわゆる金利がない融資というもの

をやったと。手を挙げてお金が入ったと。それを、もし万一の場合に備えて掛金のほうに回しているところ以外に、何か要因というものでお考えいただいているものというのが事務局でもしあれば、教えていただければと思ひまして質問しました。

○山本委員長 事務局からお願いいたします。

○吉野理事 中小機構の吉野でございます。

ただいまのは、4月、5月に一旦加入が減少したのに対して、5月、6月以降、加入が回復しているということに関しての御質問ということでございますか。

○堤委員 はい。その際に、先ほどの御説明で、新規加入者のほとんどが上限いっぱい20万をお取りになっているところの要因として、ちょうど政府が金利がない形でかなり大型の資金融資ができるようになったところで、融資をしたものを資金繰りに各事業者さんが回しているのではなく、もし何かあったときに共済を頼ろうという形で、上限いっぱいの新規の契約というストーリーなのか、それ以外に何が要因として考えられるものがあるのかということで、事務局でもし分析していらっしゃったら御説明をお願いしますということです。

○吉野理事 承知いたしました。失礼いたしました。

新規加入者の方々の過半が上限の20万円で加入されているという傾向は、ここ数年継続的な傾向でございますので、今回の4月、5月の政府の資金供給によって、今のところ大きな変化があるという認識はしていないところでございます。

その一方、この新規加入とはちょっと別の側面でございますけれども、この3月、4月に一時貸付を受けた方々が、その後、一括返済をされている例が結構散見されるところでございます。このような方々は、手元資金が潤沢になったので、一時貸付のほうを、金利も発生いたしますので繰上げ返済されているといったようなことかと考えているところでございます。

一方、足元で非常に新規加入の方が増えております。これはこの11月末時点で考えましても、去年の11月末時点を上回っている勢いでございまして、こちらのほうが主に政府の資金供給などの影響を受けて、将来の貸倒れリスクに備えるべく、加入者が増えているということではないかと考えている次第でございます。

以上です。

○堤委員 重ねてさせていただくとすると、そうすると共済の一つの課題であった、なかなかこの事業全体が末端まで事業内容が広報し切れていないということがずっと経年の課題であったと思うのですが、例えば、何か貸付けをされている金融機関様のところにチラシがあって、こんな制度があったと知ったとか、例えばインターネットで検索をしたときに、何で皆さん御利用されたのかというあたりが、今後、平時の際の共済事業をずっと伸ばしていくときの広報政策の一つのキーになるのかなと、今の御説明で感じたりしたところがあるのですが、もし何か分析されていたら御回答をお願いいたします。

○吉野理事 中小機構、吉野でございます。

今回、新たに加入していただいた方々がどのようなきっかけでお知りになったかというところまでは、恐縮でございますが、まだ分析ができていないところでございます。御指摘を踏まえまして、今後、その点を勉強してまいりたいと考えております。ありがとうございます。

○堤委員 ありがとうございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、引き続きその分析等を進めていただければと思います。

ほかに御意見、御質問があれば。いかがでしょうか。

特段よろしいですか。

「手を挙げる」の機能を使っても、あるいは今の堤委員のようにミュートを切って御発言いただいても結構ですが、よろしいでしょうか。

それでは、また戻っていただいても結構ですけれども、便宜、次の議題に移らせていただければと思います。

続きまして、議題2「小規模企業共済制度の現状について」という点であります。この点についても、まず事務局から資料2の説明をお願いいたします。

○岡田小規模企業振興課長 事務局の小規模企業振興課長の岡田でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

資料2を御覧いただければと思います。

本小委員会に初めて御出席いただいた委員もおられますので、小規模企業共済の概要につきまして御説明をしつつ、最新の数字についても御紹介をしたいと思います。

まず、1ページ目を御覧になっていただければと思いますが、小規模企業共済制度の概要でございます。

当制度は、小規模事業者である個人事業主、あるいは会社の役員が廃業、退職後の生活の安定等を図るための資金として積立てを行う共済制度でございます。

共済事由はそれぞれ下の表にまとめてございますけれども、個人事業の廃止、会社等の解散などで廃業に至るケースを共済事由として、最も手厚い共済金が支給される形になっております。

それから、月額掛金ですけれども、こちらは1,000円から7万円を設定できることになっておりまして、掛金につきましては全額所得控除という税制上のメリットがあるという形になっております。

次のページを御覧になっていただければと思います。

加入・脱退・在籍者数の推移でございますが、こちらは平成22年度以降、加入者と脱退者数が逆転いたしまして、折れ線グラフのとおり在籍人数は増加に転じてございます。平成26年度以降は加入が脱退を大きく上回っている状況で、令和元年度もこの傾向が続いてございます。

次のページを見ていただければと思いますが、小規模企業数に対する小規模企業共済の

在籍者の割合を表してございますが、小規模企業数が減少傾向の状況で、今、申し上げましたとおり在籍者数は増えているということでございますので、割合にしますと直近で48.4%ということで、折れ線グラフのとおり年々上がっているという状況でございます。

ただ、注意すべき点として、在籍数、分子のほうですけれども、こちらは共同経営者とか会社の場合は役員などを含みますので、1企業、必ずしも1契約者というわけではございませんので、一つの参考数値として御承知おきいただければと思います。

次のページでございますが、共済契約者の年齢構成でございます。

まず、新規加入者、左側の円グラフでございますけれども、こちらは30代、40代で過半数以上となっておりますが、右側の在籍者数につきましては、61歳以上の在籍者が40%を超えておりまして、平均で57.7歳ということになってございます。在籍者の高齢化が見て取れる状況でございます。この高齢者層がまとめて脱退するという可能性を念頭に置く必要があるかと思っております。

次のページは、掛金の月額別の構成です。

こちらは6万500円から7万円の層が新規で33.9%、在籍者で40.9%となっております。先ほど申し上げたとおり、税制上のメリットもございまして、掛金上限の7万円に近い額で掛けている方が多いという傾向が見て取れるかと思っております。

次のページでございます。業種別の割合ですけれども、新規・在籍者ともにサービス業が約3分の1程度、次に建設、小売という形で続いております。小規模事業者の構成割合にほぼ近い構成となっておりますので、共済特有の傾向は見受けられないという状況でございます。

次のページですが、共済金等の支給でございます。

共済金の支給金額は、平成24年度で約6000億円を超えておりまして、その後は減少傾向で推移してまいりましたけれども、足元の令和元年度は3年ぶりに5000億円を上回っているという状況で、支給が増えているということになってございます。

次のページでは収支の状況でございます。

平成26年度以降、掛金による収入額が共済金等の支給額を上回るという状況が続いております。キャッシュフロー上、近年は共済金等の支給は掛金の収入で対応できているという状況でございます。

令和元年度につきましては、掛金収入は前年度より270億増えておりますけれども、共済金等の支出のほうは378億円増えておりますので、収支差は前年度より縮小しているという状況でございます。

次のページでございます。

先ほど申し上げましたとおり、共済金等の支給が増加したこと、それから、コロナ禍で金融市場にインパクトが与えられた影響などもありまして、令和元年度末の利益剰余金は前年度末に比しまして1083億円縮小して、1470億円となっております。

なお、最近の株高等の影響を受けまして、足元、令和2年9月末時点では利益剰余金が

3500億にまで積み上がっている状況でございます。

それから、予定利率ですけれども平成16年4月以降は1%としておりますけれども、決算利回りはおおむね1%を超えるような形で推移をしておりますけれども、令和元年度末につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大によって金融市場への影響がございましたので、マイナス0.1%ということで、1%をかなり下回った状況になってございます。

補足ですけれども、この状況は足元では回復しております、令和2年6月末時点では利回りは2.45%まで大きく回復しておりますので、現状では足元では1%を超えているという状況になってございます。

次のページでございます。

基本ポートフォリオですけれども、こちらは小規模企業共済法第25条に基づきまして、中小機構が基本方針を策定している状況であります。基本ポートフォリオは、自家運用が81.6%、その自家運用のほとんどが国内債券となっております。

委託運用の部分は18.4%となっております。現在、中小機構の資産運用委員会におきまして最適な基本ポートフォリオの在り方について議論をしているところでございます。

次のページでございます。

共済の契約者の貸付制度の利用推移でございますけれども、加入者は掛金の7割から9割の範囲内で事業資金などを借り入れることができるということになってございますが、件数で言いますと平成20年度、金額で言うと平成21年度をピークにともに減少してきておりましたけれども、令和元年度は微増という形になってございます。

次のページに令和元年度の貸借対照表をつけてございます。

近年、加入者・在籍者の増加などの影響によりまして、資産が増加しております、直近で約12兆4144億円と、昨年よりも規模が拡大している状況でございます。

責任準備金につきましても、在籍者の増加によりまして約9兆5869億円となっております、前年度よりもこちらも増加しているということでもあります。

利益剰余金につきましては、先ほど申し上げましたとおり約1470億ということになってございます。

その次のページは損益計算書でございます。こちらも加入者・在籍者の増加によりまして資産が増加し、共済事業掛金等収入、こちらは約6906億円となっております。

資産運用収入は、約833億円となっております、前年度より減少しております。また、脱退者の増加によりまして責任準備金の繰入れは約2339億円となっております、前年度より減少している状況でございます。

以上、私のほうから資料2の説明をさせていただきました。ありがとうございました。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、これも御質問、御意見、何でも結構ですお出しただければと思います。

鹿住委員、お願いします。

○鹿住委員 質問があります。

11ページに、平成元年度までの共済契約者貸付の推移をお示しいただいているのですが、先ほどの倒産防止と同様、今年の3月以降の新型コロナの影響というのはどのように把握されていらっしゃるのでしょうか。例えば、契約者貸付が増えたとか、あるいは解約が増えたとか、もしくは共済事由Aで共済金を受け取る方が前年よりかなり増えたとか、その辺、コロナの影響をもし把握していらっしゃいましたら教えていただきたいです。

○山本委員長 事務局からお願いします。

○吉野理事 中小機構の吉野でございます。お答え申し上げます。

全体としてまず加入の動向でございますけれども、やはり4月、5月に大きく落ち込んだところでございますが、8月以降、単月で見ると回復してきているというところでございますが、11月末時点の累積で言いますと、倒産防止と異なりまして小規模共済のほうは、累積ではまだ少し前年度比で落ち込んでいるといったような状況でございます。

また、給付や貸付けのほうの動向でございますが、貸付けのほうや給付、特に解約が若干多めに推移したかなといったようなところでございますが、際立ったところまでの変化は、この11月末まで流して見ますとないということでございます。5月、6月時点にはやはり若干解約などが増えたといったようなのが見て取れます。

以上です。

○山本委員長 鹿住委員、よろしいでしょうか。

○鹿住委員 はい。ありがとうございます。

○山本委員長 それでは、ほかに御意見、御質問をいただければと思います。いかがでしょうか。

先ほど、私「手を挙げる」の機能と言いましたが、メッセージ機能ですね。画面の左下の隅にあると思いますけれども、メッセージ機能で発言希望と書いていただければ分かりますが、よろしいでしょうか。

○荒牧委員 荒牧です。

○山本委員長 荒牧委員、どうぞ。

○荒牧委員 ありがとうございます。

9ページの財政状態のところなのですが、グラフが21年度からなのであれですが、ちょうどサブプライム・リーマンショックのとき、この前、物すごく欠損を生じたわけなのですが、肌感覚としましては、リーマンショック以上にコロナのほうで全世界的なインパクトというか、不透明感というのがあるかと思うのですが、その割に痛手が少なかったと言っていいのかどうか分かりませんが、これはひとえにリーマン後にいろいろポートフォリオとかそういった対策をやられた成果と判断してよろしいのでしょうか。

○山本委員長 ちょっと難しい質問かもしれませんが、事務局からお願いします。

○佐藤共済資金運用課長 中小機構の共済資金運用を担当しています佐藤と申します。よろしく申し上げます。

リーマンと比較してということで、非常にこれは肌感覚ということなので、人によっても違うところがあり、難しいところであると思うのですけれども、大きく上下したのは株式市場だと思うのですが、リーマンの頃というのは金融市場、金融の商品に対して直接的なインパクト、ネガティブインパクトがあって、そこから一生懸命立ち直ろうとしたものだと思います。一方、今回、コロナというのは、かなり事業に対しての影響が強いと思っているので、かなり性質的には違うと思うのですけれども、各国の政府の対応なのですが、今回でしたら日銀もそうですけれども、アメリカ、欧州もそうですけれども、リーマンの頃を教訓に早め早めに手を打っているというのがあって、資金がかなり市場に、特に株式市場とかに流れています。

債券のほうというのは、非常に低金利で、債券市場も金利を政策的に中央銀行が低めに抑えているものですから、株式に多分お金が流れていて、それで何とか安定的な形になっているように見て取られるのだと思うのですけれども、非常に不安定な感じはすると思いますので、今、足元では大丈夫だと思うのですけれども、やはり市場の皆さんは、先行きについてはどうなるのだろうという不安はあると思っています。

一方、それに対して我々はどういう行動をしていたかということなのですけれども、リーマンショック後は、基本ポートフォリオを安定的な形に見直しした後、それから大きく変更はないのですけれども、今、株式市場が不安定なのは相変わらずで、時期によって不安定、あまり不安定ではないということはあると思うのですけれども、金利のほうが一方向的に非常に低い金利にもなってきているというのがあるので、要は収益を稼ぎにくくなっているということもあるので、そういったところを考えながら、今後、運用については考えていかなければならないと考えているところでございます。

あまりお答えになっていないかもしれないのですけれども、そういう肌感覚でございます。

○荒牧委員 ありがとうございます。

もっと大きな損失を被っていても逆におかしくないところを、今おっしゃったような御説明もありますし、対応を素早くやられて、これぐらいだったなという言い方も変なのですけれども、思ったよりもネガティブになっていないので、これはこれでいい結果だなと思って拝見していました。ありがとうございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

それから、堤委員からチャット機能のほうで御質問があって、読み上げでも構いませんということですので、私から読み上げさせていただきますと「今回新規加入者が増え、取りあえず潤沢に推移していくように見えますが、剰余返戻金？的なものは、考えられる状況なのでしょうか？」という御質問です。事務局から御回答いただけるのでしょうか。

○岡田小規模企業振興課長 事務局、中小企業庁の岡田でございます。

剰余返戻金とおっしゃるのは、恐らく付加共済金制度での支給だと思うのですけれども、今日、最後の議題で付加共済金についての計算方法について機構のほうから御説明をさせていただきますが、その結果、実際に付加共済金の支給が出るかどうかという点につきましては、来年3月の月上旬頃、また改めましてこの共済小委を開かせていただきまして、そこで御審議いただくということで考えております。

以上です。

○山本委員長 堤委員、今のようなことで取りあえずはよろしいでしょうか。

○堤委員 分かりました。もう出ない前提で、外堀を埋めるための今の御説明なのかなと思ったので、恐る恐る球を投げてみました。ですので、大丈夫です。

○山本委員長 ありがとうございます。

出ない前提ということではないということですね。

○岡田小規模企業振興課長 すみません。出ない前提ということではございませんので、純粹に数字を入れてみて、出るか出ないかは、来年3月にまた改めて御相談させていただければと思います。

○堤委員 大丈夫です。すみません。一利用者なので、ついマジになりました。ありがとうございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

先ほどの説明で、中小企業倒産防止共済のほうもそうかもしれませんが、状況はなお不透明なところは当然のことながら残っているので、今後の推移は慎重に見る必要があるということかと思いますが、ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、この後の議題も、この小規模企業共済に関わるお話が続きますので、またこのところで振り返っていただいても結構ですので、取りあえず次の議題に移らせていただきます。

それでは、続きまして、議題3「小規模企業と共済制度の在り方検討会報告書」のほうに移りたいと思います。これも事務局から、まず資料3の説明をお願いいたします。

○岡田小規模企業振興課長 中小企業庁の岡田でございます。

引き続きまして、資料3を御説明させていただければと思います。

小規模企業共済制度の5年見直しに当たりまして、昨年9月に本小委員会におきまして設置の御了承をいただきました「小規模企業共済制度の在り方検討会」ですけれども、大橋委員に座長を務めていただきまして、昨年10月以降3回にわたりまして検討会を開催いたしまして、委員の皆様から忌憚のない御意見をいただきまして、資料3のとおり報告書を取りまとめさせていただいております。

当方から簡単に内容を御説明させていただければと思います。

3ページを御覧いただければと思うのですけれども、先ほど御説明した内容とほぼかぶりますので、割愛をいたしますけれども、小規模企業共済制度の現状につきまして説明を

してございます。

平成16年度から予定利率1%を維持していること、それから、繰越欠損金が平成26年度以降解消し、現在は利益剰余金が積み上がっていること、国から機構への運営費交付金をゼロとすべく年々縮小していること、古くなったシステムの刷新に取り組んでいることなどについて、ここで縷々説明をしてございます。

7ページを御覧になっていただければと思います。

7ページ以降では、現在の経済環境を踏まえまして、今後の共済制度の在り方について整理させていただいております。

まず最初に、予定利率の検討を加えさせていただいております。小規模企業共済資産につきまして、中小機構が基本ポートフォリオを策定し、これに基づき運用されるところでございます。

予定利率は先ほど申しましたとおり、平成16年度改正によりまして1.0%水準を維持してございますけれども、この制度を長期的に安定して運営していくために、この予定利率を維持したままでいいのか、あるいは変更する必要があるのかについて検討会で検証させていただいております。

現下の経済情勢を踏まえまして、共済資産の剰余金につきまして、外部の機関に委託いたしまして令和2年度から11年度までの10年間について将来シミュレーションを行いました。

結果につきましては8ページの図1のとおりでございます。実線のところが50%tileの数字でございますが、この50%tileで10年後も利益剰余金を維持されるという結果になってございます。

これは新型コロナウイルス感染症拡大の影響が一番大きかった令和元年度末の、先ほども御説明いたしました利益剰余金、1470億という数字を出発点としての推計でございますが、先ほど申しましたとおり、足元では剰余金の額がかなり増えておりますので、仮に足元の数字を出発点とした場合には、この折れ線グラフよりは全体的に上方に上がると考えられます。今の試算では2029年度でぎりぎり少しだけ利益剰余金が上がっているという状況でございますが、足元、現状をベースにすればもう少しこれが上のほうに上がるということでございます。

それから、8ページの下図2でございますけれども、過去に予定利率を引き下げたときには累積欠損金が積み上がっている状況にありましたけれども、現在は剰余金が積み上がっている状況ということでもあります。

これらの点を踏まえまして、検討会におきましては即座に現行の予定利率1.0%の見直しを行う必要はないという結論に至ってございます。ただし、超低金利環境が長期化し、新型コロナウイルス感染症拡大の経済に与える影響が不透明な中で、足元の金融市場の動向は引き続き注視していく必要があるということで、この検討会での前提条件と大きく異なる状況が生じるといった事態になった場合には、改めて予定利率の見直しについて検討す

る必要があるという留保がついている状況でございます。

それから、9ページを御覧になっていただければと思いますが、こちらは「業務・システムの刷新について」ということでございます。

現在の機構のシステムですけれども、非常に古いものでして、昭和61年に導入されたものであります。以前にもこの委員会でも御報告させていただきましたが、そのために様々な問題に直面しているというのが率直な状況でございます。

したがって、中小機構で第四期中期計画におきまして、システム開発に着手することを記載しているところでございます。この検討会におきましても、早急にシステム刷新に取り組むべきとの結論に至っております。

これを受けまして、中小機構におきましては、現在、業務・システムの刷新に係る全体計画の策定、要件定義に取り組んでいるところでございます。現時点で、2025年度中に新システムを稼働できるよう作業しているところでございます。

なお、システム改修経費につきまして、国費で賄うことができないのかとの御意見を検討会の中でいただいたところでございますけれども、それを受けまして、小規模企業共済と類似の制度、国の制度を様々調査いたしましたけれども、そういった費用を国費で賄っているという事例はなかったという状況になってございます。

それから、(3)でございますけれども「共済制度の長期的安定の確保について」でございます。

先ほど申し上げましたとおり、共済の在籍者の年齢層が上昇している現状を踏まえますと、安定的な新規加入促進、とりわけ若年層の加入促進を行っていくことが重要と考えております。そのため、比較的若年層が多いフリーランスの方々への積極的な加入促進が有効との指摘を受けております。

廃業後の生活に不安を感じつつも、小規模企業共済の存在をそもそも知らないというフリーランスの方がたくさんおられるということでございまして、この共済制度の周知の強化を図っていくべきという結論に至っております。在り方検討会にはフリーランス協会の代表の方に委員として入っていただいておりますけれども、そのフリーランス協会なども協力しながら、しっかりフリーランスの方への周知というのを図ってまいりたいと考えております。

また、フリーランスの方につきましては、銀行等の窓口に行くことが手間だと考える方が多いと、フリーランス協会の代表の方からは指摘を受けておりまして、電子申請による加入というのができるようになることが有効であるという御意見をいただいているところでございます。

先ほども御説明いたしましたシステムの刷新ですけれども、この取組、電子申請もできるようにということを想定して検討を加えてございますので、このフリーランスの方の加入促進という観点からもシステム刷新は有効なものだと考えてございます。

簡単ですが、以上、私のほうから資料3の説明をさせていただきました。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、質疑に移りたいと思いますが、本検討会で座長を務められた大橋委員から補足があればお願いしたいと思います。

○大橋委員 大橋です。よろしくお願ひいたします。

今、岡田さんに御説明いただいたとおりで、また、在り方検討会に御参加の皆様には繰り返しになることですが、1点だけ改めて注意を喚起しておきたい点がありますので、そのことについてコメントをいたします。

報告書では、ちょうど7ページの「3. 経済環境を踏まえた共済制度の在り方について」の(1)、予定利率の検討についてのことなのですけれども、先ほども前の議題で、肌感覚では経済が厳しいのに運用はあまり影響を受けていないようであるというお話があったように、資産市場といわゆる実業との間にある種のギャップのようなものが今回生まれているのが世界的な状況ではないかと思ひます。今、剰余金も出ていることもあり、また諸所の理由から予定利率は1%維持ということが決まっておりますが、一方では、今後、コロナがうまく回復してくればいいのですけれども、不透明なところもある。それから、これは対策の副作用なのではあるけれども、日本においてだけでなく、実は世界中で非常な低金利の状況に陥りまして、アセット・ライアビリティ・マネジメント上、債券投資というものを多く行っている運用側としては、なかなか厳しい経済環境、投資環境になってきていると。

ですので、また、今後、株式市場に関しても、やはりの実業の世界においても不確実性というのはなかなか払拭できないということで、この7ページの一番最後に書いてあるところなのではあるけれども、今後の見通しが不透明であるということを見極めて「金利、市場環境、加入脱退動向を注視し、本検討会における検証の前提条件と大きく異なる状況が生じるなどの事態となった場合には、改めて予定利率の見直しについて検討していく必要がある」と書いていただきましたけれども、この点については、今、そう楽観しているだけでいい状況ではないということをご理解いただきたい。

さらに補足したいのですけれども、実は在り方検討委員会で御出席いただいていた小野委員から、ほかの公的な年金運用のところ、予定利率引下げということをやったところもあるという御発言もいただきましたし、また、これは新聞で取り上げられて大きく報道されたのですけれども、確定給付型の企業年金に関して、大手の生命保険会社が運用利率を下げるというような決定を10月ぐらいにしていたりして、そういう意味で、維持はしますけれども、注視しながら、そう楽観視を今の段階でできるものではないということは、ぜひ御理解いただきたいということをご申し上げたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○山本委員長 ありがとうございます。

申し遅れましたけれども、大橋委員をはじめ、この検討会での御議論に参加をいただき、また、この報告書をおまとめいただいた委員の方々には、私からも感謝の言葉を申し述べ

たいと思います。

それでは、ただいまの事務局の説明、そして、大橋委員からの補足も踏まえまして、御議論をいただきたいと思います。これも御質問・御意見、何でも結構ですので、お願いできればと思います。

いかがでしょうか。

鹿住委員、コメントをお願いします。

○鹿住委員 2点ございます。

1点は、今の予定利率等の検討の話なのですが、先ほどの御説明でも、契約者の平均年齢が上がっていると。団塊の世代の方も、もう後期高齢者に入られる時期になってまいりましたので、脱退が今後増えるのではないかという予測をされていたわけですが、一方で事業継承の場合、そのまま継続できるとか、あるいはこういう時代ですので、年金の不足分を補うために、できるだけ長く働いて、もらう時期を後にずらそうというお考えの方もいらっしゃるかと思います。その辺の加入者の脱退の考え方とか行動パターンとか、そのあたり、何か把握される予定があたりかどうかということを確認したいです。

もう一点が、システムの刷新なのですが、大変素晴らしいことで、大変だと思うのですがぜひやっていただきたいと思っておりますが、一点、やはり昨今のセキュリティーの問題です。個人情報の流出とか、あるいは人質型と言われるような、ロックされてしまって、システムがダウンして使えなくなってしまうとか、それに対して膨大なお金を要求されるような事件が幾つか起こっておりますので、その辺のセキュリティー対策についてもぜひしっかりやっていただきたいという、これはコメントでございますので返答は結構でございますけれども、よろしく願いいたします。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、第1点につきまして、事務局から御回答いただければと思います。

○飯田共済事業推進部審議役 中小機構の飯田でございます。

御質問いただきまして、ありがとうございます。

契約者様の脱退の意向について、何か確認を取るということはなかなか難しいことだとは思っております。ですので、何かお客様のほうに確認を取るということは考えておりませんが、一方で、そもそもの問題意識の発端となったと思われる年齢のことにしましては、以前、小野先生からも御質問をいただいたかと認識をしております。

脱退者の実績としての年齢分布であったり、在籍者の年齢分布などは比較しながら、トレンドが出ているのかとか、一時的な脱退が高まるのではないかというような問題意識は持っておりますので、負債に関してアドバイザー契約をいただいている信託銀行さんがいらっしゃるのですけれども、そちらの方々と会話は始めているところでございます。つきましては、常に我々が考えているものと想定しているものと違う動きが見られるようなときには、きちんと御報告を上げていきたいと思っております。

以上でございます。

○山本委員長 鹿住委員、いかがでしょうか。

○鹿住委員 ありがとうございます。

サンプル調査でもいいので、何かアンケート調査をされるとか、例の年金2000万円足りないのではないかという話がちまたで流れると、将来のことを考えて加入者が増えたり、そういう世間とのいろいろな動きとの関連というのも、またあるかと思imasので、別に全員に聞けということではないのですけれども、何かサンプル調査とかを多少して、動向把握するというのもよろしいのではないかなと思imasました。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

それではほかにいかがでしょうか。

○岡田小規模企業振興課長 システム刷新につきましてもコメントいただいたかと思imasすけれども、セキュリティーについては最も重要な点だと思imasしておりますので、コメントいただきましてありがとうございます。

先ほど、新しいシステムの稼動を2025年度を想定しているというお話を申し上げましたけれども、ちょっと長くかかり過ぎではないかという御指摘を受けることもあるのですけれども、やはりセキュリティーなどについて万全を期すという観点から、少し開発には時間がかかる面もあるということでございまして、御指摘の点も踏まえまして、しっかりとシステム構築をやっていきたくと思imasしております。ありがとうございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、ほかに御質問でも御意見でもお出しただければと思imasますが、いかがでしょうか。

特段ございませつか。よろしいでしょうか。

もし、特段の御意見がなければ、今回、御提示をいただいた「小規模企業共済制度の在り方検討会の報告書」につきましても、当小委員会としましても、この報告書の内容を了承したいと思imasすけれども、いかがでしょうか。

ありがとうございます。鹿住委員から「異議無し」のチャットをいただきましたが、特段の御異議はないと了解してよろしゅうございませつか。

それでは、先ほど大橋委員のほうから御注意もございませましたけれども、小委員会として、この報告書を了承させていただくということにさせていただきたいと思imasます。チャットのほうで御発言いただいた委員の皆様方には感謝申し上げます。ありがとうございます。

それでは、この報告書の内容は小委員会です承されたということにさせていただきます。

それでは、続きまして、最後の議題となりますが、議題4の、先ほどもちょっと出ましたが、令和3年度の付加共済金の支給率に支給等に係る算定方法につきましても、御説明をいただきたいと思imasます。

○飯田共済事業推進部審議役 中小機構の飯田でございます。

それでは、資料4、小規模企業共済制度の付加共済金の支給率に係る算定方法の変更に

ついて、御説明いたします。

1枚おめくりください。

記載のとおり、本件については、過去、本委員会の中でも御質問いただき、都度、御回答してきたところでございますが、直近では、井出委員から企業庁に対して御質問があり、次回検討しますという御回答をした件でございます。

本件を簡単に申し上げますと、付加支給率の算定に当たっては、15か月間の推計を実施しているところです。その推計期間中の人の動きをいかに予定するか。つまり、脱退見込みに用いる脱退率について、制度設計に用いている予定脱退率を用いるか、直近のトレンドを反映した実績脱退率を用いるかということについて検証した結果の御報告となります。

1枚おめくりください。

予定脱退率は、平成11年度から平成13年度の脱退実績に基づいて決定された脱退率であり、財政上の脱退の見込みに使用されている基礎率です。

実績脱退率は、直近3か年度の脱退実績に基づいて算定した脱退率であり、今回使用する実績脱退率は、平成28年度から平成30年度の脱退実績に基づいて算定したものとなります。

全事由平均脱退率で比較すると、予定脱退率が5.25%、実績脱退率は3.47%となっております。設計上の想定に対し、脱退が少ない状況になっております。

共済事由ごとに分解いたしますと、表のようになります。各事由、それぞれ実績脱退率が低くなっている状況かと思えます。この状況を脱退差損益という観点から要因分析分解してみたいと思えます。

1枚おめくりください。

各事由で生じている脱退差損益の状況を、経過年数別のグラフで表しています。

まとめといたしましては、3つ目の黒丸に記載している「A共済事由による実績脱退が予定脱退率を下回り差益要因となっているものの、解約事由による実績脱退が予定脱退率を下回っていることによる差損要因が大きく、全体として脱退差損が生じやすい構造となっている」とありますが、少し細かく説明したいと思えます。

赤色の面積が、大きく差損要因になっていますが、これが解約事由です。解約は自己都合でおやめになることを想定していることから、責任準備金に比し給付額は少ない。つまり、財政上はプラス要因。財政上プラス要因である脱退実績が想定よりも少ないので、マイナスに寄与ということになります。

同様に、A共済は財政上はマイナス要因、その脱退実績が想定より少ないのでプラス寄与。B共済は経過年数によって異なりますが、前半は財政上プラス要因なのに、脱退実績が想定より若干少ないのでマイナス寄与。後半は、財政上マイナス要因なのに、脱退実績が想定より少ないので、プラス寄与、このような状況になっているところでございます。

1枚おめくりください。

推計における人の動きを可視化したグラフでございます。

赤い線で表している実績脱退率のほうがスムーズに接続しているように見えるのではないかと思います。

1枚めくりください。

以上の状況を踏まえ、昨年度実施した付加推計を、実質的脱退率を用いて再計算して、額としての影響を算出いたしました。

2行目の運用収入・掛金等収入は、予定より実績が低い、すなわちやめないなので増える。3行目の共済金等の支出は、やめないから減る。4行目の責任準備金はやめないなので増える。5行目の業務等繰入額に変化はないのでゼロ。1行目の令和元年度の利益剰余金も、3か月推計をする形になっておりますので、3か月分影響としてマイナスして反映されています。結果、影響は200億円程度と算定されたところでございます。

推計での算定方法変更を念頭に、実績脱退率を用いることの影響を御説明させていただきました。

機構からの説明は以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、これにつきましても、ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見、コメント何でも結構ですので、お出しいただきたいと思います。

井出委員、お願いいたします。

○井出委員 井出でございます。

発言を取り上げて、詳細な分析をしていただきまして、大変ありがとうございます。

発言の趣旨について少しだけ補足をさせていただきます。

予定と実績の乖離が見られて、付加共済金を通じて給付額に影響ありますというお話で、今回、付加共済金の算定において、足元の実績を織り込むということを念頭に置かれているということでしたので、その面について、一定の改善が図られますねということだと思います。

一方、先ほどよりお話が出ておりますけれども、例えば、ワークロンガーとかフリーランスといった雇用形態の多様化というのがありますねと。小野委員からの指摘とか、制度変更などによっても状況は変わってくるのだらうと思っています。そのあたりが、私が申し上げた、「ルールについてありますでしょうか。」と質問した背景ですけれども、剰余金を給付金に反映するというので、公平、公正な給付額を決めるために、予定脱退率とか、その他の予定基礎率の洗い替えについて、ある程度ルールづけをしておく必要があるのではないですかという指摘でございます。

なので、事ここに限らず、今後の検討課題ということなのかなと思っています。

以上です。ありがとうございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

事務局から何かありますか。

よろしいですか。

○飯田共済事業推進部審議役 過去の経緯だけ申し上げさせていただきますと、一応、法律上は5年ごとに共済金等の額を見直しするという形になっておりますので、共済金を算定するときに、基礎率を見直す形になっていると認識をしております。

ですので、明文はないのですけれども、一応、毎回5年ごとにこういうことをやる時には、基礎率を見直している事実はございます。過去、平成8年、12年、16年と3回見直しをしてまいりましたが、その際には全て予定利率と脱退率、あわせて見直しはしているところでございます。

一応、事実の御報告でございました。

○山本委員長 ありがとうございます。

井出委員、よろしいでしょうか。

○井出委員 ありがとうございます。結構です。

○山本委員長 ありがとうございます。

それではほかに御質問、御意見はございますか。

それでは、小野委員、お願いいたします。

○小野委員 ありがとうございます。

私も井出委員と同じような発言になってしまいますけれども、ちょっとコメントさせていただきます。

付加共済金の決定に当たりまして、翌事業年度の見込み分を、予定脱退率ではなくて、直近の脱退実績に基づいて見込むというのが今回の御提案だと思いますけれども、現状の運営というのを前提とすれば、当然実施すべきだと思います。

ただ気になることがありますので、2点ほどコメントさせていただきます。

最初の点は、若干井出委員とかぶる部分があるのですけれども、私たち年金アクチュアリーというのは、今回のような定期的な見直し時期には予定利率のみならず、脱退率を含む基礎率を最近の実績を反映して洗い替えまして、その基礎率に基づいて収支が相当するように掛金や給付を見直すということによって、将来の収支を相等させるという作業をいたします。今回の見直しを含む過去の見直しにおきまして、財政上、運営上の脱退率を見直さないということを選択したと理解しておりますけれども、平成11年から13年という実績、時期ですけれども、これは資産運用の世界では、ITバブルの崩壊とかパーフェクトストームとか言われる運用パフォーマンスが著しく落ち込んだ時期です。当時の小規模企業共済の運営について、どのような影響があったのかというのは存じ上げませんが、この当時の脱退率をそれ以降使い続けていたという理由は、やはりちょっと気になるところでございます。これが第1点です。

それから、第2点は、念のためということなのですが、小規模企業共済制度の在り方検討会の報告書の判断根拠となりました民間シンクタンクの報告書について、確認されることというのは、私としてはお勧めしたいということです。

このような将来のシミュレーションを実施する際に、将来の責任準備金を予想するわけ

ですけれども、この手法というのは、通常、前年の責任準備金に対して掛金とか給付といった収支を足し引きしまして、さらに予定利息を加えて翌年度を算出するというのが通常の実務になっています。

これは、見直し時点で直近実績に基づく収支が相等して、将来の脱退傾向というものも同様に推移するという前提ならば成り立つものです。しかし、今回のように直近の実績に基づいた場合に、脱退傾向の違いによって差損が計上されるということであれば、この理屈は成り立ちません。今回、この差損に相当する額というのが、今、約200億と報告いただきましたけれども、この差損を適切に見込んでいかないと、20年間で2000億円程度に累積してしまうということがあります。この点は、やはり報告書に関わったものとして、責任準備金の算出において、このようなことが考慮されているかどうか、これは確認をお願いしたいと考えております。

以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

2点コメントいただきましたが、何かございますか。

○飯田共済事業推進部審議役 中小機構の飯田でございます。御回答させていただきます。

まず、後段のほうのシミュレーションにおけるところですが、シミュレーションにつきましては、実績脱退率を用いて設定をしています。こちらのほうは、新しい予定利率をつくるときには、新しい直近の実績脱退率を用いて数字をつくと認識しておりますので、予定利率を下げるパターンのシミュレーションにおいては、実績の脱退率を用いて設定しておりますということはお答えになろうかと思っております。

また、我々の認識として、過去、当然こういう形で予定利率を下げるときには、直近の実績脱退率を用いてやって推計をしております。そこも一応、御回答にはなっているのかなとは認識しております。

もし、付け加えることがあるとすれば、決算、本決算のときに脱退差損益を当然分解して、要因分解をして把握はしておるところではございますが、以前、ちょっと御説明したかもしれませんが、本制度には減額した掛金区分から生じる掛止め差益というものがございます。これは給付別表が納付月数に応じて定められていることから、減額された部分については、給付別表納付月数が伸びないことにより、給付額も伸びないということに起因しております。給付額は伸びないものの、掛金は運用していることから、掛止め者の責任準備金に予定利率を乗じて得た額を掛止め益として利源分析をしております。

決算ベースで申し上げますと、令和元年度決算における脱退差損益が約120億、他方、掛止め益が約100億ということになっておりますので、脱退差損と掛止め益はほぼ同額で相殺し合っていると認識をしておりますし、負債評価をお願いしている信託銀行、決算を監査する監査法人からは、影響軽微という評価は受けているところです。

一方で、脱退差損が拡大傾向にある点は事実です。一方、さらにコロナの影響で、4月、5月に減額が多かった点、プラスマイナスが出てくるわけですが、そちらを踏まえ

て脱退差損の状況や、掛止め益の状況については、今後も我々としては専門家のアドバイスいただきながら注視してまいりたいと思っ

ています。以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

小野委員、よろしゅうございますか。

○小野委員 ありがとうございます。

ちょっとコメントさせていただきたいのですが、私が申し上げているのは、民間シンクタンクのレポートの中で、将来の責任準備金の推移というのが想定されていると思います。計算の前提に書いてありましたとおり、直近の実績に基づいて、将来に向かって掛金とか脱退というものを見込んでいます。これは承知しております。

その中で、毎年度、将来にわたって10年間計上している認識すべき責任準備金なのですが、その額が、今日御報告のあった、いわゆる脱退差損というものを考慮した形でもって、将来的にシミュレーションのほうでお使いになっているかということです。この辺は一応技術的な話になってくるとは思いますけれども、確認をなさっていたほうがよろしいのではないかということです。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

それではほかにいかがでしょうか。

鹿住委員の御発言も引用されていますが、よろしいですか。

○鹿住委員 すごく専門的なお話なので、皆様の御知見に頼るところなのですが、結局、今後、付加共済金の支給率を算定するに当たって、今回、赤で示された実績脱退率の推計値というのをういていくという理解でよろしいのでしょうか。

○山本委員長 いかがでしょうか。

○岡田小規模企業振興課長 中小企業庁でございますが、本日の御報告内容を踏まえまして、この委員会ですらういこと御了承いただければ、実績脱退率を、今後、計算の基本として持っていきたいと考えてございます。

○鹿住委員 ありがとうございます。

今の小野委員あるいは井出委員の御発言を踏まえまして、できる限りぶれのないというか、実績との差異のない方法での計算方法を取り入れていただければと思います。ありがとうございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、以上で本日予定していた議事は終わることになりますけれども、全体を通してもし何か御発言があれば、まだ時間はあると思いますので、お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○鹿住委員 すみません、一点だけいいですか。

○山本委員長 お願いします。

○鹿住委員 先ほどの小委員会の報告にもありましたとおり、最近、フリーランスの方が増えているということで、そういった方をぜひ共済制度に加入していただけるようにPRしていくというのは大賛成なのですが、前にもちょっと申し上げたかと思うのですが、フリーランスの方は副業の方も多いのですが、本業としてやっていらっしゃる方も、例えば一回独立・開業したらずっとフリーランスかという、そればかりではなく、例えば一時的に派遣会社の登録をして、派遣社員として働くとか、あるいは一時的にどこかの会社に契約社員等で就職するとか、要するに自営業と被雇用者を行ったり来たりしている人は結構いらっしゃるのです。なので、例えばそういう方が小規模企業共済に入られたときに、被雇用者になっていらっしゃる時は掛止めするとか、そういう行ったり来たりする方にも対応できるような制度設計というの、少し考えておかれたほうがいいのではないかなと思っております。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

ほかにございますか。

堤委員、お願いいたします。

○堤委員 今の鹿住先生のお話をお伺いしていて、共済は自営の方しか入れなかったような気がしていたのですが、今、随分働き方が変わって、いわゆる、おっしゃっていた副業の方は、そうすると会社でも掛け、サラリーマンのほうの厚生年金的なものとか、会社の退職金制度とかも享受しつつ、自分のフリーランス分というか副業分は共済でできる仕組みでしたか。それとも入っているときは駄目でしたか。確認です。

言葉はあれですけれども、片手間で副業でやっていらっしゃる方の共済と、本業で、もうこれで雇用されない形で養っている人と、例えば、私どもだと、在宅ワークでいわゆる扶養の範囲内で在宅ワークをやっているような人。雇用の範囲で。税金を払って、定額でやっていらっしゃる方と、みんな同じ仕組みに乗せていいのかとちょっと思ったのです。現制度はいかがでしたでしょうか。

○山本委員長 事務局からお願いします。

○岡田小規模企業振興課長 中小企業庁でございます。

フリーランスの方ですけれども、小規模企業共済に入れますのは、いわゆる専門型のフリーランスの方という認識をしております、どこかで雇用を別途されている副業型、あるいは兼業型の方につきましては、御加入できないと考えてございます。

○堤委員 ありがとうございます。

なので、先生御心配の、兼業でというようなところで何かダブリングはないかなというのも一個あったのですけれども。

○鹿住委員 いえ、兼業ではなくて、専門なのですけれども、例えば、自分で営業してい

て、なかなか仕事がないから、派遣会社に登録していて、お仕事があったら一時的に派遣で、例えばシステム開発をやりますとか。また、自分で営業していて、仕事が入ったら派遣は辞めて、自営業の仕事をしたりとかと、結構、行ったり来たりされている方はいるのです。

○堤委員 そういうのはあれでしょうか。自分で掛止めしていないような、そんな面倒くさいことはしてなくて。

○鹿住委員 でも、そういう制度がないので、一回脱退します、また入りますみたいな。年金もそうですよね。厚生年金に入ったり、国民年金だけになったり、すごく手続きが面倒くさいじゃないですか。

○堤委員 多分、それは会社はやってくれるので、やっていると思うのですけれども、この小規模共済に関しては誰も見ていないので、実は雇用者でありながら、これを積み上げ続けているというのは見抜けないですよ。そう思うのです。なので、将来的にはそういう人は出てきても構わないのかなとは思ったりはいたしますが、それは分かるのですか。いわゆる雇用保険とかそういう年金とかが別途になったときは。事務局、いかがでしょうか。

○山本委員長 いかがでしょうか。

○岡田小規模企業振興課長 実態で言いますと、申請をいただかないと、なかなか把握する手段がないというところではあるのですけれども、御指摘のとおり、行ったり来たりされる方はフリーランスでは多いかと思えますし、雇用されている方が、こちらでもらい、雇用先でもらいというのが不公平であるというもおっしゃるとおりだと思いますので、この点、ちょっと研究を深めたいと思います。

○山本委員長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、少し時間的には早いですけれども、以上で本日予定しておりました議題については全て終了ということにさせていただきたいと思います。

最後に今後のスケジュールにつきまして事務局から説明をお願いいたします。

○下出経営安定対策室長 山本委員長、どうもありがとうございました。

それでは、次回の共済小委員会でございますが、小規模企業共済の付加共済金の支給率について御審議をいただく必要がございます。そのため、来年の3月上旬頃をめどに予定しているということでございます。

他方、新型コロナウイルス感染拡大の状況を受けまして、昨年同様、書面審議とさせていただくことも踏まえて検討させていただきます。後日、事務局より皆様に御連絡をさせていただきます。以上でございます。

以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

また、この状況が改善して、皆様と現実と顔を合わせて会議ができる日が来ることを期待したいと思いますが、本日は以上をもって終了とさせていただきます。長時間にわたりますて貴重な御意見、活発な御討論をいただきましてありがとうございました。

それでは、本日はこれにて終了したいと思います。ありがとうございました。

午前11時30分 閉会